

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
兵庫県城崎郡香住町

2 構造改革特別区域の名称
香住町障害者福祉サービス特区

3 構造改革特別区域の範囲
兵庫県城崎郡香住町の全域

4 構造改革特別区域の特性

香住町は兵庫県北部の但馬海岸のほぼ中央に位置し、総面積は137.20km²であり、うち約90%が山林で占められています。人口は平成2年の国勢調査時には14,942人でしたが、平成12年の国勢調査では13,998人となり減少傾向にあります。

平成15年3月末現在の身体障害者手帳の所持者は652人、療育手帳の所持者は71人あり、その内32人（内訳：身体11名、療育21名）が18歳未満の児童です。一方、65歳以上の高齢者人口は3,397人で、高齢化率は24.6%となっています。

平成12年度の介護保険制度のスタートに伴い、現在町内には通所介護施設が4箇所（定員90人）開所されていますが、障害者の施設については心身障害者の共同作業所のほかは未整備の状況にあります。このため、知的障害者及び障害児でデイサービスを希望する者は、近隣の市町（豊岡市）の施設に出向いている現状にあり、身近なサービス基盤の整備が大きな課題となっています。

5 構造改革特別区域計画の意義

町内在住の知的障害者及び障害児は家族の援助のもとで日常生活を送らざるを得ない実態はありますが、障害者の主体性、選択性を尊重する支援費制度が平成15年度からスタートしたことに伴い、障害者の地域での自立生活を目指している障害者施策の動向に沿ったものとして、日中活動の場の確保、また社会的自立を目指すため、デイサービス利用への要望は強く、施設の整備が必要となっています。

しかし、対象者が少数であることや町財政の厳しい状況から、障害者のデ

イサービス施設を単独で整備することは困難であります。そこで、構造改革特別区の認定を受けることにより、既存の通所介護施設を利用して事業を実施することにより問題の解決を図ることができると考えます。

6 構造改革特別区域計画の目標

香住町では誰もが住み慣れた家庭や地域において自立して、健康で安心して生活ができる社会づくりを目指していますが、そのためには支援体制の確立が重要となります。

このため、地域でのサービス基盤を確保するとともに、一人ひとりの状況に応じた支援を実施し、支援を必要とする人が必要なときに、できるだけ身近なところでサービスが利用できる環境の整備が必要となります。

しかし、デイサービス事業については65歳未満の身体障害者については相互利用により指定通所介護事業所の利用が可能ですが、知的障害者及び障害児は利用ができません。

このような相互利用についての規制により、知的障害者等の日中活動の場が制限されていることから、規制の特例により指定通所介護事業所における知的障害者及び障害児の受け入れを可能とし、また、事業所数が増加するよう町が主体的に働きかけることにより、在宅福祉サービスの向上を図り、障害者（児）の地域生活を支え、誰もが安心して生活できる地域社会づくりの実現を目標とします。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

特区認定により、指定通所介護事業所において知的障害者及び障害児の受け入れが可能になることによって、デイサービスの利用を希望する障害者（児）のデイサービス利用の実現と、障害者（児）の在宅福祉サービスの充実により地域で生活できる安心感と社会参加の促進を図ることができます。

また、現在他の市町の障害者施設に入所中の本町出身の障害者（児）の在宅での生活の可能性が高まり、障害者（児）が地域で自立した生活ができる社会形成の足がかりとなります。

また、介護者においても身体的、精神的な負担が軽減され、日中の空時間により就業等の機会ができるなど社会参加につながります。

なお、当初から適用を受けることを想定している事業所での利用見込者数は知的障害者が2～3人、障害児1～2人であり、一月当たり延べ40人程度の利用が見込まれます。また、制度の周知等により利用者が増加することも見込まれるほか、兵庫県立出石養護学校に通学している児童・生徒の夏休み

期間中の利用も考えられるので一月当たり60人程度の利用が見込まれます。

また、今後受け入れ事業所が増加することにより、更に利用者数が増大し、障害者（児）を支え誰もが安心して生活できる環境となることが期待できます。

8 特定事業の名称

指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

障害者のケアマネジメント体制の整備

支援費制度の導入に伴い、専門機関や地域住民との連携、総合相談や各種サービスの調整など適切な生活支援を実施するためのシステムづくりを検討します。

受入事業所職員の研修の実施

障害者に適切な処遇ができるよう障害者の受け入れを予定している事業所職員を対象に、知的障害者更生施設等関係機関の協力を得て職員研修を実施します。

別紙

1 特定事業の名称

906 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の指定通所介護事業所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

香住町全域を対象として特区内の指定通所介護事業所において、当該事業所の定員の範囲内で、町がデイサービス通所事業を提供することが適当と認められた知的障害者及び障害児の受け入れを実施します。

なお、知的障害者及び障害児の受入見込者数及びデイサービス事業所の利用実績から、デイサービスセンターの利用定員を超過することがないように調整することは可能です。

(1) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

(ア) - 事業者の法人種別及び名称並びに住所

種別 社会福祉法人

名称 香住町社会福祉協議会

住所 兵庫県城崎郡香住町森31番の1

デイサービス事業所の名称及び住所

名称 デイサービスセンター「ほほえみ」 (定員20人)

住所 兵庫県城崎郡香住町無南垣97

指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者
デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

- (イ) 事業者の法人種別及び名称並びに住所
種別 社会福祉法人
名称 香寿会
住所 兵庫県城崎郡香住町森61番の1
デイサービス事業所の名称及び住所
名称 デイサービス「やすらぎ」 (定員30人)
住所 兵庫県城崎郡香住町森31番の1
指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者
デイサービス事業所の別
指定通所介護事業所

(2) 障害者(児)関係施設から受ける技術的支援の内容

知的障害者及び障害児の受け入れに関しては、障害者(児)に適切な処遇を行うため、近隣の出石町にある兵庫県社会福祉事業団「出石精和園」から技術的支援を受けることとし、当該施設における実習・研修等の機会を通じ、デイサービス事業に必要な職員資質の向上に努めます。(研修会等については定期的に実施し、個別のケースの技術的指導については随時実施することとします。)

5 当該規制の特例措置の内容

香住町は人口規模が小さな町のため、知的障害者及び障害児のデイサービス事業の対象となる者の数が少なく、事業を実施する事業者の参入が困難な地域であることから、より身近な場所で日常生活におけるサービスを受けることを可能とするため、地域にある指定通所介護事業所の活用が必要です。

当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

(1)運営主体 社会福祉法人 香住町社会福祉協議会

(2)事業所の名称 デイサービスセンター「ほほえみ」

(3)事業概要

施設面積：501.1㎡(うち食堂、機能訓練室面積158㎡)

利用定員：20人

主な設備：機能訓練室(食堂兼用)、休養室、相談室、浴室

事業内容：生活指導、機能訓練、介護サービス、介護相談、送迎・給食・入浴サービス

(1)運営主体 社会福祉法人 香寿会

(2)事業所の名称 デイサービス「やすらぎ」

(3)事業概要

施設面積：735.05㎡(うち食堂、機能訓練室面積137.75㎡)

利用定員：30人

主な設備：機能回復訓練室、食堂、休養室、相談室、浴室

事業内容：生活指導、機能訓練、介護サービス、介護相談、送迎・給食・入浴サービス